

総合科学技術会議 第81回評価専門調査会
議事概要

日 時：平成21年7月2日（木）13：00～15：00

場 所：中央合同庁舎4号館 共用第4特別会議室（4階）

出席者：奥村会長、相澤議員、本庶議員、白石議員、今榮議員、青木議員、
青木委員、飯島委員、尾形委員、久保田委員、来住委員、齊藤委員、
榊原委員、田淵委員、知野委員、中杉委員、廣橋委員、本田委員、
陽委員、村上委員

欠席者：榊原議員、金澤議員、阿部委員、田路委員、中村委員、古川委員
事務局：岩橋審議官、大江田審議官、天野参事官他

- 議 事：1. 開 会
2. 評価専門調査会（第80回）議事概要の公表について
3. 平成19年度に実施した「国家的に重要な研究開発の事前評価」
のフォローアップについて【議題1】
4. 各府省における研究開発評価指針の改定状況について【議題2】
5. その他
6. 閉 会

（配布資料）

- 資料1 第80回評価専門調査会議事概要（案）
資料2-1 「国家的に重要な研究開発の事前評価」のフォローアップに
ついて（案）
資料2-2 平成19年度「国家的に重要な研究開発の事前評価」のフォ
ローアップ 経済産業省の説明、質問と回答および意見：地
域イノベーション協創プログラム
資料2-3 平成19年度「国家的に重要な研究開発の事前評価」のフォ
ローアップ 農林水産省の説明、質問と回答および意見：イ
ノベーション創出基礎的推進事業
資料2-4 平成19年度「国家的に重要な研究開発の事前評価」のフォ
ローアップ 農林水産省の説明、質問と回答および意見：新
たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
資料3 各府省における研究開発評価指針の改定状況について

(参考資料)

- 参考 1 「地域イノベーション協創プログラム」ヒアリング資料
- 参考 2 「イノベーション創出基礎的推進事業」及び「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」ヒアリング資料
- 参考 3 「総合科学技術会議評価専門調査会運営規則」
(平成13年4月13日 総合科学技術会議評価専門調査会)
- 参考 4 「総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」
(平成17年10月18日 総合科学技術会議)
- 参考 5 食料・農業・農村基本計画 (平成17年3月)
- 参考 6 農林水産研究基本計画 (平成17年3月)

(机上資料)

- 科学技術基本計画 (平成18年3月29日)
- 分野別推進戦略 (平成18年3月28日)
- 国の研究開発評価に関する大綱的指針 (平成20年10月31日)
- 総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価「地域イノベーション協創プログラム」について (平成19年11月28日)
- 総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価「イノベーション創出基礎的推進事業」について (平成19年11月28日)
- 総合科学技術会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」について (平成19年11月28日)
- 「科学技術による地域活性化戦略」(平成20年5月19日 総合科学技術会議)
- 「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」(平成19年6月14日 総合科学技術会議)

議事概要：

【奥村会長】定刻になりましたので、ただいまより第81回の評価専門調査会を開催させていただきます。

本日は、大きな議題は2つでございます。1つ目は、前回もご議論いただきましたように、「国家的に重要な研究開発の事前評価」のフォローアップについてご議論いただき、取りまとめをさせていただく予定にしております。それから2つ目に、研究開発評価指針の改定状況につきまして、事務局よりご紹介

介させていただきます。これは既に多くの先生方はご存じだと思いますが、お手元の左上に積んでありますものを昨年10月31日に総理大臣決定いただき、これに従って各府省自身の評価指針の改定を進めることとなっております、その進捗状況をご紹介させていただくというものでございます。

それでは初めに、事務局より資料の確認をさせていただきます。

〈事務局から配布資料・机上資料の確認が行われた〉

【奥村会長】 前回の議事録の概要の確認をさせていただきます。

資料1でございますが、既に先生方には事前にお送りして内容をご確認いただいているかと思いますが、何か特段の意見がなければご承認をお願いしたいんですが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、前回議事録の概要はご了解いただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。

初めの議題でございますけれども、「国家的に重要な研究開発の事前評価」のフォローアップについてでございます。前回のこの専門調査会において、事前評価における指摘事項への対応状況などを関係府省、経済産業省・農林水産省からヒアリングを行い、ご検討いただいたところでございます。その後、各委員の皆様から追加質問等をお受けして、各省に回答を求め、また皆様方からのコメントもいただいたところでございます。本日は、これまでのやりとりを踏まえまして、フォローアップの取りまとめを行うこととさせていただきたいと思っております。対象案件は3件ございますけれども、おのおの1件当たり30分を目安に討議を進めていきたいと思っております。

それではまず初めに、取りまとめの全体方針について、事務局よりご説明させていただきます。

〈事務局より資料2-1、2-2、2-3及び2-4に基づいて説明が行われた〉

【奥村会長】 では初めに、地域イノベーション協創プログラムです。実施府省は経済産業省、この案件に関するフォローアップ案を事務局よりご説明いたします。15分ぐらいで説明してください。

〈事務局より資料2-1及び資料2-2に基づいて説明が行われた〉

【奥村会長】 本件につきましては、これまでの先生方のご意見、ご質問、あるいは経産省の回答を踏まえまして、ただいま事務局よりご説明した案で取りま

とめさせていただいたらどうだろうかということでご提案申し上げております。

この件につきまして、ご意見等ございましたらお願いしたいと思っております。

【田淵委員】資料では、用語が「事業化達成率」と「実用化達成率」と、2つ出てきているんです。取りまとめのところでは、これをまとめて「事業化率」という言い方で扱っているんですが、ここは用語の統一をしておいた方が良くはないでしょうか。NEDOは「実用化達成率」という用語を使っているのだと思うんですが、これが「事業化達成率」とイコールであるならば、NEDOでは「事業化率」について「実用化達成率」という用語を使っているとか、どこかに説明をつける等、用語の統一を図った方がいいかと思っております。

【奥村会長】齊藤委員。

【齊藤委員】今のご意見に賛成ですが、「事業化達成率」「実用化率」の定義が少なくともここには書いていないですね。用語の統一を図るならば、少なくともここではどういう定義でそれを言っているんだということを明確にしておくか、あるいは、もし経済産業省が明示していらっしゃるならば、それを引用すればいいんじゃないかと思っております。事業化とは何か実用化とは何かを明確に定義することは重要なことだと考えます。

【田淵委員】厳密にいうと、事業化と実用化はイコールじゃないんですよ…。

【奥村会長】天野参事官。

【天野参事官】ただいまの齊藤先生のご質問でございますが、事前評価のときに、経済産業省から、こういう概念でやっていくという説明がされております。資料でいいますと、「地域イノベーション協創プログラムについて」という平成19年11月28日の資料がございます。その中で、事業化の定義というものはこういう概念でやっているということ、それと、この事業化率30%、40%という目標についてはこういう考えでやっているという説明を受けているところでございます。なお、私どももこの事業につきまして実施要領等で確認してございますけれども、若干表現は違いますが、同じような表現で公募要領等にも明記されているところです。用語の統一整理につきましては検討させていただきたいと思っております。

【奥村会長】村上委員。

【村上委員】国際競争力の部分なのですが、対応状況で「国際競争力の視点からの強みのある課題の採択、成果の創出などが重要である」ということがあって、その後、「このため、経済産業省は、課題採択審査における審査項目などに国際的な視点からの事業化見込みを明示するなどの仕組み」という対応のあり方を記述しておられます。新しい研究開発事業で国際競争力というときには、国際的に事業展開をしていくことを求める前に、幾つか視点があるのではないかと思います。その技術に、国際的に競合技術があるかどうかとか、優位性が

どうかといったことがあって、その上で事業化ができるかどうかというステップがあり、さらにその事業化できたものが国際的に広く展開できるかどうかということになり、少なくとも3つぐらいのステージがあろうかと思うのですが、ここで提示されている基準は非常にきつい基準になっているという感じがするのですが、この表現につきまして、その辺はいかがでしょうか。

【奥村会長】具体的に、もし修正案を先生の方でございましたら。

【村上委員】国際競争力の視点から見た採択基準、というレベルでこのところはまとめておいた方がよろしいのではないかと思います。国際的な事業化見込みまで踏み込んだ審査基準をここで提示するのでしょうかという疑問です。

【奥村会長】「国際的な視点からの事業化見込みを明示するなどの仕組みを引き続き検討すべきである」という表現をどのように……。

【村上委員】「国際競争力という視点からの基準を明示する」ということで良いのではないかと思います。

【奥村会長】今の課題提起に対して、委員の先生方のご意見はございますか。

【村上委員】この基準でワーカブルなのかどうかという疑問ですが、いかがでしょうか。

【齊藤委員】村上委員がおっしゃったことは大変よくわかるんですが、ちょっと私はよくわからないんだけど、こういう地域イノベーションというときに、既に国際的な活躍をしている中小企業というのがいろいろたくさんあるという話を時々聞いておりますが、そういうところをさらに強化するために、どういうところについて支援すればそれがよくなるという見込みがあるならば、積極的にそういうものを取り上げるべきだという状況であるならば、この書き方はとてもいいと思うんです。そうではなくて、何もそういうのがないと、何か今からゼロからやって、支援することによって、それが国際的な競争力を持つというようにするということだと、これはものすごく高いハードルだということになります。だから、先ほどの実用化のハードルは、先ほどお話を伺って、どうもあの定義だと、もうからなくてもいいけれども、とにかくだれかの事業者に売ればいいんだと見えると、それはそれほど高いハードルでないので、ワーカブルではないかと思いますが、実態としてどのようにこの支援対象がなっているのかです。既に国際的なマーケットを持っている中小企業等をさちに強化するといった実態がシグニフィカントにあるならば、僕はこれでとてもいいと思います。いずれにせよどのような状況で支援しての結果なのかを議論の前提として明らかにしておく必要があります。

【奥村会長】説明は事務局からありますか。

【天野参事官】では、ちょっと補足でご説明をさせていただきたいと思います。この視点につきましては、事前評価の検討会の委員等からご意見が出てこの指

摘事項になったわけですが、地域振興といいながらも、産業化をするためには、国際競争力がなければいずれ産業としては成り立たない。そういう意味では、採択するときから国際競争力を意識したことでやっていくべきだということでこういう視点を出したということでございます。この事業事体が、この研究開発で新しい事業を起こしていく、イノベーションを起こしていく。それを、今まで低かった事業化率を上げていくのだということを一つの大きな目標として、研究支援だけではなく、基盤強化というソフト面のものと組み合わせられたプログラム化しているという観点からしましても、ちょっと踏み込んだ形で事業化という点を少し強調して入れさせていただいているというところでございます。

【奥村会長】久保田委員。

【久保田委員】齊藤委員がおっしゃったことに関連するのですけれども、例えば大田区には中小企業で非常にすぐれた技術を持っている工場がいっぱいありますね。固有名詞を出すと差し障りがあるかもしれませんが、例えば平絞りをする会社とか、そういうのを考えているのか、その事業化を考えているのか、あるいはそれではなくてもっと別のことを考えているのか。その辺がまだ私はよくわからないのです。今存在していて、あるいはもう既に認められていて、しかもこれは非常に世界的に高い技術であるというのに組織されていないので、それを組織すると言っているのか、あるいは全く新しいところを発掘しようとしているのか。その辺の違いがわからないのですけれども、どうなんでしょうか。

【天野参事官】ちょっと補足的に言いますと、参考資料としてつけております前回経産省が出していただいた資料の中に、この研究開発の中で今までの成果としてどんな例があるかご紹介をいただいております。こういう例があった事例もご紹介いただいておりますので、参照していただいでご判断いただければと思います。

【奥村会長】田淵委員。

【田淵委員】この案件に限らずなんですけれども、事前評価後に目標値が変更された場合、今回そうだと思うんですが、その変更された案件に関して現行の仕組みではチェックする体制が整っていないといいますか、ノーチェックになっているんじゃないかと思うんです。

今回の案件では、資料の最後に「経済産業省は、今後計画段階での目標設定がより適切なものとなるよう配慮すべきである」とあるんですが、今回はこの文言で仕方がないのかなと思うんですが、例えば今回でいえば、事前評価のときの事業化率の目標値は30%だったと。それがフォローアップで40%になり、もう1件は25%に下がっているということで、目標値が変わっている。本来

は目標値があって、そこを達成するために制度設計があり、予算が組まれているんだと思うんです。それを事前評価で検討していったと。それが、途中で知らないうちに目標が変わっている。今回は、たまたまフォローアップの時点で目標値の変更が明らかになっているが、5年後に評価したときに、実は目標が途中で変えられていたとなったときに、どこを基準に評価をしていくのか。評価の基準がずれてくる。今の仕組みですと、中間評価というのは実施期間が5年のものに関してはとりあえず毎年チェックしていくというぐらいのことで、大きな中間評価は実施しないということになっていると思うんです。

これが調査会マターなのかどうかはわからないんですけども、事前評価後に目標値が変更された場合、そのまま運営を各省に任せた形でいいのか、それともどこかでチェックを入れる必要があるのかといったものを、どこかのタイミングで検討されると良いのではないかという問題提起、コメントです。

【奥村会長】ただいまの田淵委員からの問題提起もございましたけれども、これはまた検討させていただくことにしまして、何かその前に、今の件についてコメントはありますか。

【天野参事官】確かに先生のおっしゃるとおりでございますが、先生がおっしゃっておられますのは、この総合科学技術会議で評価をやったものという意味でしょうか。そういう意味ですと、まさしく今回1年を経過してフォローアップをしておりますけれども、もう少し適切な時期にフォローアップをすることを検討しなければいけないと考えております。今回対象になりました3件は、プロジェクトものではなくて、競争的資金でやる仕組みのものですから、制度が始まる時には全部物事が決まっている。その決まった段階でフォローアップして必要なチェックをしておくといった仕組みも、今後必要であれば考えていく必要があるかなと思います。

【奥村会長】それでは、この案件は、何人かの先生からご指摘いただきまして、それも参考にさせていただきながら、最後の文言は私にお任せいただけるということでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。この後の手続になりますけれども、本件の場合には、評価専門調査会としてとりまとめて、それを政策統括官名で経済産業省に通知をして、対応をお願いすることになります。

それでは引き続きまして、農水省の2件でございますが、本日はご確認いただくという意味で、1件ずつ進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局から説明してください。

〈事務局より資料2-1及び2-3に基づいて説明が行われた〉

【奥村会長】個別の課題に対するご質問・ご意見等を踏まえて、こういった表現で取りまとめさせていただいておりますが、いかがでございましょうか。ご意見等ございましたらお願いしたいと思っております。中杉委員。

【中杉委員】文言に入れる話まではいかないかと思っておりますが、最後の事業のところ、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」、次に評価する事業ですけれども、そことの連携を図られるよということ、今こういう取り組みをやっているという話が出ていますので、それについても、それがしっかりできているのかどうかということ、どちらでやるのかわかりませんが、今後やっていただく必要があるんじゃないかと。事業を進めるに当たって、こういう取り組みをしますと言われてるので、それについて、もう一つ後ろの方の事業でもそういう評価をしていただくのと、こちらでもしていただく必要があるのかなど。これは、文言として修正を入れる必要まではいかないかと思っておりますけれども。

【奥村会長】他に指摘等ございせんでしょうか。齊藤委員。

【齊藤委員】先ほどの経済産業省さんのだと、先ほど話題になった「実用化率」とか、そういう言葉がいっぱい出てきているけれども、当然これもあるんでしょうね。そのところについて、この事業がいいのは、この事業が始まる前から類似のプログラムがありますね。その成果がどうなったかとか、そういうことも含めて現状がどうなっているのかということが十分理解できていないわけですが、そういう実用化率というのはきっとこういうものでは高いんだと思うんですけれども、その辺があると説得力のある評価になるんじゃないかと思うんですが、そのところをどうしたらいいかということ、今ごろそういうことを言っているのは遅過ぎるかもしれませんが、その辺のところ、今までそういう議論があったか、説明があったかということがあれば、教えていただきたいと思っております。

【奥村会長】事務局、コメントはありますか。

【天野参事官】この事業につきましては、シーズ・ニーズ的な研究開発をするということで、事業化を目的とする……。

【齊藤委員】事業化ではなくても、実用化でいいんですけれども。

【天野参事官】そういう意味では、この競争的資金の中の個別課題について、今8割が成果を挙げるよということ、その成果を少し資料で確認いたしますが、それぞれの課題についての達成率の目標といたしますか、課題全体の中で幾つのもが当初予定した研究開発目標を達成したかで全体の目標とするよということ、先ほどの経産省の事業と少し目標のとり方が違っておりますけれども、この中でもそういう目標を掲げているというものでございます。ちょっと資料で確認させていただきます。

【齊藤委員】イノベーションなんですから、やはりイノベーションしないといけないでしょう。

【奥村会長】去年事前評価したとき、その前の事業の成果がどうであるかというのは、もちろん農水省がご判断された評価結果ですけれども、これを一応前の事業の成果報告と、去年これについてはご質問があって、農水省からご説明があったと思うんです。

【本庶議員】この案の一番最後の文章であります。競争的資金についてというところでありますが、その最後の文章、「本事業は、農林水産省において、この改革方向に沿って……検討が行われたものであるが、今後とも引き続き、……取り組みを推進するとともに」という、この文章の真意は何かです。やっているけれども、まだ不十分であるということが言いたいのかなともとれるのですけれども、もう少し具体的に、どういうところが足りないのかということを書かないと、わかりにくいのではないかと。だから、例えば使い勝手において、まだ研究者側にとって使いやすいような仕組みをもうちょっとやってくれとか、何かそういう具体性のあることを書かないと、ちょっとこれではわかりにくいかなという気がするのです。

【奥村会長】 他のご指摘事項はございますでしょうか。

【天野参事官】齊藤先生のご質問で、事前評価の資料の左側に積んであります資料で「イノベーション創出基礎的研究推進事業について」という冊子がございしますが、その資料の後ろの33ページ目にこの事業の計画と目標ということで……。すみません。失礼しました。もう一度確認させていただきます。

【齊藤委員】これの例えば47ページとか48ページに採点表がありますね。多分、これでもって4段階評価をして、50ページ以後の総括評価は5に近いものから2に近いものまでかなりばらついていると思いますが、そういうことをやっているんじゃないかと思うんです。その評価を見ると、結構論文とか特許を書いたぐらいでいい点がつきそうな感じの評価になっていると思うんです。事後評価も大体そうです。もちろん、「社会経済に及ぼす効果」などというのがあるけれども、「産業化」とか「実用化」とかというキーワードは余り見えない。どこかでインプライしているのかもしれませんが。

【奥村会長】はい。

【天野参事官】この事業は、名前が「イノベーション創出」となっておりますけれども、農林水産省で、後でご説明いたします新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業と、この2つの大きな競争的資金に全体を組みかえるということで、イノベーション創出基礎的研究推進事業の方は、より基礎的なシーズ・ニーズの応用研究までやり、その政策あるいは現場への技術適用の研究支援は新たな農林水産政策を推進する実用技術研究科発の方でやるということ

で、少しフェーズというか、段階を分けてそれぞれ競争的資金として整理するという事になっております。どちらかという基礎、実用化前の研究がイノベーション推進ということで、次に課題になります実用技術開発事業の方がより実用化に向けた研究開発支援という全体の整理になっているかと思えます。

【奥村会長】よろしいでしょうか。

青木委員。

【青木委員】今いろいろ見ている資料が、ちょっと項目が違うところを皆さん見ていると思いました。32ページ以降は実用技術開発事業についてなんです。イノベーション創出基礎的研究推進事業の方は1ページ目から31ページ目までなんです。今の評価などについては、まさに実用技術開発事業の方ではこのように実用性に向けての評価をするというところですので、それはちょっとすみ分けをしていると理解した方がいいのではないかと思います。

それから、齊藤委員のおっしゃる気持ちは大変よくわかるんですけども、あくまでもこれはイノベーション創出のための基礎的研究をどう推進するかという事業であって、イノベーション創出事業ではないので、その実用化率とか、そこを追求すべきではないんじゃないのかなと、基礎的研究を重視するという視点で我々も見なくてはいけないのかなという気が私はちょっと個人的にしております。だめだと言われそうですけれども、以上です。

【齊藤委員】それならそれで、どう評価するというのがどこかにあれば、それでどうだったというのがあればいいんだと思うんですけども。そうですか、私が言ったのは違うものを言ったんですか。この次のものですか。そうすると、今のものについてはそういう評価はないと。

【奥村会長】事務局、説明を。

【齊藤委員】少なくともこの報告にはないと。

【天野参事官】これは事前評価のときからの説明をもう一度することになりますが、大変恐縮でございます。事前評価の資料の中ほど、緑の紙を挟んである後ろに資料2がございます。これが平成19年における大規模研究開発事業の事前評価第1回評価検討会説明資料でございます。この2つの事業が、農林水産省が、この下の1枚目でございますように、今までの競争的資金を、全体を組みかえて整理したものでございますので、両方一緒に説明いただいている資料でございます。その中で、イノベーション創出基礎的研究推進事業につきましては、それぞれ上下で1ページずつになってございますが、3枚めくっていただいて、8ページからイノベーション創出基礎的研究推進事業の概要になってございます。この中で、次にめくっていただきますと、この3ページ後の白抜きの数字の12ページになりますが、イノベーション創出基礎的研究推進事業の中で、課題評価の流れというのが右のような形で実施し、事前評価、

中間評価、事後評価はこういう形でやっていきますという説明を受けているところでございます。

【奥村会長】同じく今の資料の白抜き数字の5ページですか、これが今回の基礎的研究推進事業と、この後ご議論いただく実用化技術の相関関係といたしますか、役割分担が書かれているのが5ページ目の……。

【齊藤委員】確認ですが、私が質問した今の本の47ページあたりの評価は、イノベーションではなくて、実用化についてだということですか。

【天野参事官】ただいま用意いたしましたパワーポイントの資料が第1回でご説明いただいた資料で、次に先ほど先生が言われました47ページ以降というのは第2回評価検討会に出された資料でございます。前半がイノベーション創出基礎的基盤事業で、後半が新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業の関係になっております。32ページ以降はその次の事業の対応ということで、この評価実施要領につきましては、農林水産省が新たな農林水産政策を実施する実用技術開発、本庁直轄の事業の実実施要領になっているものです。その後ろのリストにつきましても、この組みかえる前に農林水産省が直轄で実施していたものの終了時の評価結果の一覧になるものでございます。

【齊藤委員】これは実用化の方なんですか。

【天野参事官】実用化の方でございます。

【齊藤委員】では、その次で議論すればいいんですが、実用化の方ならもっとイノベーションというか、実用化の方を書かなければいけないのが書いていないということですか。

【奥村会長】中杉委員。

【中杉委員】今のような流れであれば、最初に私が申し上げたような話が前のものから次につながるということになるので、本来、前のものでやった成果が次の新しいあれにどれくらい採択されているか、盛り込まれているかというところが、前のシーズの方がどのぐらいうまくいったかというところにつながるんだろうと。今まではそういうことを余りやってこなかったけれども、今回のものについては取り組みを進めますということを言われているのですから、その辺のところを評価していくことでこのイノベーションの方はうまくいったかどうかということが評価できてくるんじゃないかと思えますけれども。

【奥村会長】ありがとうございます。

【青木委員】先ほど本席議員が指摘された12ページの最後の表現は大変重要なことだと思うわけですが、ちょっと前回から理解いたしますと、このプロジェクトについての制度改革は指摘されたことが実施されている。ただし、一連の農研機構にかかわる制度改革をさらに引き続き検討すべきだということと、つまりこのプロジェクトそのものと農研機構全体のことが混同されているの

ではないかと思えます。ですから、そのことは11ページの対応状況のところ
にまとめられていることだと思うんです。ですから、先ほどのご指摘にあった
ように、12ページの最後のところは、そこを切り分けて表現すればよろしい
のではないかと。

【奥村会長】ありがとうございます。

ここはあくまでもプログラム自体の制度設計についての妥当性を議論する場
ですので、そこは誤解のないように、ただいまのご意見を参考にして修正した
いと思えます。

【本田委員】先ほどから議論があって、今日冒頭、座長から個別にという説明
があってこうなったんじゃないかと思うんですが、先に、次の資料の「新たな
農林水産政策を推進する実用技術開発事業について」という冊子のグリーンの
紙を挟んだ後の17ページに、既に前回議論されていて、ここで、イノベーシ
ョン創出基礎的研究推進事業で芽のある、そして可能性のあるものについては、
次の実用化技術事業に移行させていこうと、この17ページの2に書かれてい
るわけです。ですから、この2つのプログラムはそのように連携してやってい
くことは有益であるということなので、今のテーマについてはむしろ実用化と
か事業化というものを目標として設定する必要はないと。芽のあるものを、次
にいつ、次のところでどれだけの実用化ができるかということじゃないかな
と思うので、連携して評価していけばいいんじゃないかなと思えますけれど。

【奥村会長】全体の構成は、ただいま本田委員のご指摘のとおりでございまし
て、一つ一つ文言は確認させていただきますので、今のことを念頭に置きつつ
本案件の表現を確認させていただきますが、それでは、幾つかのご意見等ある
いはコメント等をいただきましたので、本件についてもそれらを参考にさせて
いただき、最後は私にご一任いただけるということでよろしゅうございませ
うか。

ありがとうございます。

それでは、最後の3件目について、事務局より説明してください。

〈事務局より資料2-1及び2-4に基づいて説明が行われた〉

【奥村会長】それでは、本件について。

【齊藤委員】先ほどのご説明のとおりで、私が問題として引用させていただ
いた46ページと全く同じページが3冊目にもあります。ですから、そっちの方
で「実用化」、あるいは言葉は何でもいいと思えますけれども、「事後評価」
でもよろしいですが、そういうことがやりっ放しではない、論文を書いたらお
しまいというのではない評価をすべきではないか、事後評価については、終了

評価はともかく、ということをしていただくのが適切ではないかと思います。

【奥村会長】事業の目的に沿った評価をするようにというご指摘ですね。

【齊藤委員】そうですね。一応技術開発なんですから、多分そうになっているんだろうと思います。

【奥村会長】他にコメント、ご意見等ございますでしょうか。久保田先生。

【久保田委員】最後の結言ですけれども、見てみますと、2番目のものと全く同じ文言なのです。これは多分、先ほどからの議論のように、2番目と3番目はつながっているものだからというので同じものを持ってきたのだと思うんですけれども、ちょっと何か、実用技術開発という意味では何とかならないでしょうかという感じがするのですけれども。

【奥村会長】このプログラム自身の目的に沿うような表現を入れた方がいいのではないかというご趣旨ですか。

【久保田委員】そうですね、はい。

【奥村会長】他にございますでしょうか。

それでは、ただいま2つご意見をいただきましたけれども、参考にさせていただき、最後の修文はちょっとお任せいただけるということでよろしゅうございませうか。

はい。どうもありがとうございます。

それでは、以上3件につきまして、必要箇所を修文した上で、関係府省に通知し、対応をお願いすることとさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、議題2に移らせていただきます。本件につきましては、冒頭にも少し触れましたように、昨年10月に決定いたしました研究評価に関する大綱的指針に沿って現在各府省が評価体系を再検討しているはずでございますので、その実施状況をご説明させていただきます。

それでは、事務局、お願いします。

〈事務局より資料3に基づいて説明が行われた〉

【奥村会長】本件について、ご質問等ございますでしょうか。榊原委員。

【榊原委員】今の資料3の説明ですけれども、この図を素直に読むと、農林水産省がタイミング的には遅いタイミングで改定を行っているとか、国土交通省が改定を行っていないと見るのは間違いですか。

【天野参事官】それぞれの内容によるところもございますけれども、以前のは余り精査していないので、このおくられている理由等々を詳細につかんでおりませんけれども、また次回ぐらいにご報告させていただきたいと思いますが、

少なくとも前回平成17年度以降につきましては、その新たな視点、前回で言いますと、研究者をより励ます前向きな評価をしていこうという視点をそれぞれ入れていただいたとか、あるいは今回の文科省・経産省も、事前評価は外部評価を原則にする、あるいは終了時につなぐように終了前の段階から評価をするような仕組みを取り入れているということで、大綱的指針の改定の内容を含んだものをそれぞれ入れていただいているということでございます。今、先生がご指摘の少し前のものは余り精査していないものですから、また次回までに精査して、ご紹介させていただきたいと思います。

【奥村会長】 榊原委員。

【榊原委員】 一つ前の議題でフォローアップがありましたけれども、一つのフラストレーションとして、府省によって例えば研究開発評価の透明性・公正性が随分違っているんじゃないかなという印象、感想を持つんですが、そういうことを総合科学技術会議でより明らかにして、府省の間で随分違っているということが白日のもとにきちんと出るということが重要なことではないかと思ひまして、そういう点ではフォローアップの文言が抑制的ではっきりしていないような印象を持ちましたというのがコメントです。

【奥村会長】 一つの方向として、ただいま榊原委員の方からご指摘もありましたように、各府省横並びで見るとということ、本来我々はそれが主たる任務、機能であるわけなんですけれども、実行状態、実施状態を横並びで見ていくという趣旨で今回もこういうものをまずは本日の会議に提出しているわけでございます。そうしますと、ご指摘のように、ある府省は対応していないではないかということもわかってくるということで、そういう横並びの評価、横ぐしを通して見ていくという活動の一環としてご理解いただけたらと思っております。

それでは、次回、具体的にどのように変えているのか、文科省と経産省、これが主たる研究開発を実施する2つの大きな府省でございませけれども、お聞きする予定にしております。

以上で本日予定しておりました議事は終了でございますが、全体を通して何かございますでしょうか。知野委員。

【知野委員】 この評価のことなんですけれども、第1期の1ページの表では、「厳正な評価の実施を推進」とあります。これが「厳正」という言葉に当たるのかどうかは別として、非常に手間と時間のかかるものを行ったわけです。ただ、全体の流れでこう来ますと、だんだん、研究者を励まそうとか、次につなげようとか、それ自体は別に悪いことではないんですが問題もあります。フォローアップも含めて、当初始めたものと比べて明らかにずれてきているプロジェクトがある。だが、そういうものを中止したりとか、あるいは見直すとか、そういう仕掛けが今の国の評価の仕組みに欠けていると思います。というのは、

フォローアップに関して言えば、事前評価をやったものに対して、指摘されたことをやっているのかどうかということしか見ていないわけで、結局、プロジェクト自体がうまくいっていないとか、あるいは当初の目的などから大きくずれているとか、そういうものに関しては評価の網にひっかからないで最後の最後まで来てしまう。プロジェクトが終わってしまってから文句をつけてもしようがないわけです。国費を投入する以上、どこかで明らかにずれてきているもの、意味が不明確になっているものに関してはひっかかるような評価の仕組みをつくっていくべきだと思います。この全体の流れ、1ページを見ていると、評価が緩やかになっているという印象を与えるのですが、その辺はいかがなんでしょうか。

【奥村会長】個別のプロジェクトの評価については、まずこの予算を取り実行する実施府省に一義的な責任があるんです。我々はその評価の仕方を見ているというのが、この評価専調です。ただし、大きな金額の予算については全体の進捗状況を見ているというのがここの役割で、ただいまの知野委員の、全くひっかかっていないのではないかということについては、ここでは私はちょっと確認できません。それは、各府省が膨大な数のテーマをやっておりますので、各府省がそれぞれの課題についてはそれぞれ評価委員会を設けて実施しているはずでございまして、その中には中止があったり、方向転換があったりする可能性はあります。ですから、今の時点で全くそういうことが行われていないのではないかというご指摘に関しては、ちょっとこの評価専調としてはそのとおりですという確認はできませんし、ちょっと無責任な言い方ですが、我々の範疇の外にあるとご理解いただきたいと思います。

【知野委員】範疇の外であっても、そういう大きな枠組みみたいなものをこれからつくっていくことが必要ではないでしょうか。というのは、各府省がやるにしても、プロジェクトがいろいろな省庁にまたがっている場合もあるので、どこかの役所だけがおかしいと言えば評価が成立するものでもありません。ここの場で国として何かもうちょっとそういう仕掛けをつくっていくべきではないかと思います。

【奥村会長】次回、経産省と文科省からお聞きしますので、ぜひそのときにも、ただいまのご指摘のような点は、これはやっているはずなんです、経産省と文科省は実施府省ですから。そういうところで、いい案があれば、我々全体として取り上げていくという検討はできるかと思います。

齊藤委員。

【齊藤委員】今のコメントはとても大事なことだと思いますけれども、私は、こちらでいろいろ申し上げさせていただいている他に、省庁あるいは連携施策とかでこういう評価をやらせていただいております。過去いろいろな意味で1

0年以上にわたってそういうことをやらせていただいていますけれども、この1ページの今のご説明のあったところは、かなり具体的にそれが反映されていると。特に、研究者を励ますとか、国際競争の視点とかといったことがかなり重視されて評価されるようになってきているということで、この総合科学技術会議の指針というのはそういう格好では役に立っているのではないかと私は思っています。一番最初、こちらで何かコメントをつけたところがどうなっているかという観点もあるかと思いますが、現実はそのテーマについて本当に役に立つようにしようということで努力して、それぞれ個別の評価ではされている。なお一層しなければいけないというのは当然でございますが、そのように私は感じております。

【奥村会長】本日お配りしました資料及び先ほどのフォローアップ結果はすべて公表させていただくことといたしますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは最後に、今後の日程について、事務局からご連絡をお願いします。

【天野参事官】今後の日程についてご連絡させていただきます。

本日の案件につきましては、内部修正後、会長のご確認をとりまして、評価専門調査会名で取りまとめの上、その通知は事務的にさせていただくという予定にさせていただきたいと思っております。

今回の評価専門調査会につきましては、通常、大規模研究開発の事前評価の案件がありますと、9月から始めて11月を目途にその取りまとめをするということになっておりますので、9月の中旬あたりを予定させていただきたいと思っております。今回は、来年度予算の中で事前評価すべき案件があるかどうか、あった場合にはその事前評価をどうするかということをご決定いただくと、先ほどご報告しましたように、各府省での指針の改定状況ということで、今、文部科学省さんと経済産業省さんの方にはお願いしてございますが、できたら2省からご紹介をさせていただきたいと思っております。

また、先ほど榊原先生からもございましたけれども、実は次回までに間に合えば、各府省での研究開発評価の実施状況として、事前評価、中間評価、事後評価、あるいは評価結果の公表状況等について取りまとめをさせていただければと思っております。また各府省に協力いただいて、その状況のご報告ができるようにしていきたいと思っております。具体的な日程につきましては、また先生方にそれぞれご照会をさせていただいて、決定させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【奥村会長】それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。どうも長いことありがとうございました。

—了—